



資料 3-1

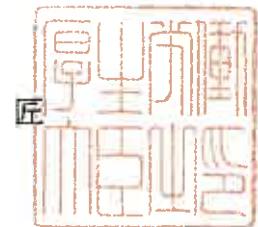
厚生労働省発基安1226第1号

平成30年12月26日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者死傷病報告の様式の改正

様式第二十三号の労働者死傷病報告の様式について、労働者が外国人である場合、事業主が「国籍・地域」及び「在留資格」を記入する欄を設けるとともに、職員記入欄、備考等について所要の改正を行うものとすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。